

最高裁秘書第2220号

平成28年6月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年6月29日付け）の写しを送付します。

記

質問番号 平成28年度（最情）質問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成28年6月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



補充理由説明書

(平成28年6月6日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成28年度（最情）諒問第2号

2 理由

本件対象文書である第50期（平成8年度）以前の司法修習生に関して作成された「司法修習生考試結果集計表」及び「司法修習生修習成績集計表」は、司法修習生考試委員会（司法修習生に関する規則第12条）における審議資料であるところ、最高裁判所においては、平成13年3月7日付け最高裁秘書第90号事務総長依命通達「最高裁判所司法行政文書取扱要領について」（以下「取扱要領」という。）が定められるまでは、文書管理に関する明確な規律は存在していなかった。取扱要領を定めた際、それまでに作成又は取得した文書をどのように取り扱うこととされていたのかについても定かではない。

仮に、取扱要領が定められる前に作成又は取得した文書についても、取扱要領の定めに従って分類、保存することとされていたとすると、本件対象文書は、取扱要領別表第2の分類表の小分類「人事事務」、標準ファイル名「人事一般（帳簿類を除く。）」に該当し、保存期間は、当該文書を作成し、若しくは取得した日の属する年度の翌会計年度の初日から、又は取扱要領が実施された平成13年

4月1日から5年間とされていたものと推測される。いずれにしても、本件対象文書は、保存期間を満了し、廃棄されたものと考えられる。

なお、本件開示申出がされた後、本件対象文書について探索したが、いずれも存在しなかったことを確認している。

したがって、本件理由説明書において説明したとおり、本件対象文書はいずれも廃棄済みであることから、原判断機関としての最高裁判所が行った原判断は相当である。